

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

別紙 1

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、原則として新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用（参加者1,000人超のイベントについては事前に県の所管課に相談のうえ、感染状況やイベントの態様に応じてあり方を適切に検討。）。以下の措置が担保されない場合は、従来の目安を原則とする。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100% を担保
- ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握すること、「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進に加え、栃木県が推進する「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「とちまる安心通知」QRコードの掲示と読み取りの呼びかけ等の具体的措置を講じること
- ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起
可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進